

令和7年度

農薬適正使用講習会参考資料

愛媛県

農薬の適正使用と危害防止について

- 農薬は、ラベルに表示されている記載事項を十分に確認し、適正に使用しましょう。
- 農薬散布後は、防除器具を十分に洗浄しましょう。
- 農薬を悪用されないように、毒物及び劇物の販売・保管管理に注意しましょう。
- ラベルに農薬登録番号がないにもかかわらず、農薬の効果を謳った資材は、無登録農薬の疑いがあるので使用しないようにしましょう。
- 農薬飛散の懸念のある場合は、被覆などの防護対策、周辺作物にも登録のある農薬の選定、飛散の少ない粒剤への切り替え等の対策を実施しましょう。
- 住宅地周辺での農薬使用に注意を払い、事前通知の実施等、周辺住民に対する配慮を徹底しましょう。

は　じ　め　に

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康の保護及び生活環境の保全の観点からも極めて重要です。

このため、従来、農薬取締法（昭和23年法律第82号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づく取締り等を行うとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく残留基準に対してきめ細やかに対応するため、農薬の飛散低減対策を含めた農薬の適正使用並びに地域及び関係部局間の連携協力体制の強化等に努めているところです。

しかしながら、全国では農薬の使用に伴う使用者、周辺住民、家畜、周辺環境等に対する被害の発生事例や、農薬の不適正な使用により農作物から食品衛生法に基づく残留基準を超えて農薬成分が検出される事例が依然として確認される状況にあります。

また、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子供等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要です。加えて、全国的に見ると、農薬登録を受けることなく、農薬としての効能効果をうたっている資材や、成分からみて農薬に該当する資材が販売及び使用される事例も確認され、引き続きそのような資材の販売及び使用を根絶するための周知・指導の強化を図っていく必要があります。

このため、農薬取締法ほか関係法令に基づき遵守すべき事項について周知徹底するとともに、農薬及びその取扱いに関する正しい知識を広く普及させることにより、農薬の適正販売、安全かつ適正な使用及び保管管理並びに使用現場における周辺への配慮を徹底し、もって、農薬の不適正な取扱いやそれに伴う事故等を未然に防止することを目的として、本講習会を開催することとしております。

以下、農薬取締法を中心に、関連法規、農薬事故防止対策、ポジティブリスト制度などを具体的に紹介していますので、農薬適正使用を推進する際の一助として下さい。

目次

I 農薬に関する関係法規

- 1 農薬取締法（抜粋）
- 2 農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令
- 3 「農薬取締法違反に係る公表の指針」及び「販売者に対する販売制限又は禁止の処分基準について」
販売禁止農薬使用禁止農薬について
疑義資材（無登録農薬と疑われる資材）について
（参考）スクミリンゴガイ対策の注意
農薬として使用することができない除草剤について
- 4 毒物及び劇物取締法（抜粋）
- 5 食品衛生法（抜粋）
- 6 消防法に定める危険物の規制
- 7 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）
（参考）農薬販売者への立入検査指導取締状況

II 農薬危害防止対策

- 1 農薬危害防止対策
- 2 愛媛県における農薬中毒の概況
- 3 農薬毒性の分類基準
- 4 農薬等による生活環境動植物の被害防止対策
- 5 家畜・蜜蜂に対する安全使用対策
- 6 パラコート剤の安全使用
- 7 合成ピレスロイド剤、B T剤及びI G R剤使用上の注意事項
- 8 農薬ラベルの表示事項
- 9 農薬販売者の役割（販売窓口における助言）
- 10 農薬販売者の届出について
- 11 無人航空機に関する規制等について
愛媛県無人航空機利用技術指導要領
（参考）航空法関係資料
空中散布に伴う事故報告書
- 12 住宅地等における農薬使用について
県有施設における農薬適正使用ガイドライン
（参考）公園街路樹等病虫害雑草管理マニュアル（概要）

III 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策

- 農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策について
グローバルG A Pの管理点と適合基準
（参考）関連ホームページ